

2024年9月25日

〔第1.1版で点検〕

## 「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

### 概要

#### 1. 法人名等

法人名	学校法人武蔵野美術大学
法人代表者	理事長 長澤 忠徳
担当部署	経営戦略室
お問合せ先	042-342-9562

#### 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

#### 3. 遵守状況の確認フロー図

事務組織において各グループ・チームで点検作業

→グループ長チームリーダー会議確認

→グループ長会議確認

→大学運営会議確認

→法人運営会議確認

→理事会確認・決議

→私大連へ報告・webサイトにて公表

## 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

### 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

#### 基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則」欄に記載の通り、中期計画や事業計画等の策定を通じて、常にガバナンス機能の向上を目指している。また、その内容について、多様なステークホルダーからの期待に応え、私立大学としての社会的価値を高めることができるよう、基本理念に沿って自律的な学校法人の運営を行っている。

#### 遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	2014年度に策定した第1次中長期計画について総括を行ったうえで、2022年度からの第2次中長期計画を策定した。策定にあたっては、教学・人事・施設及び財務に関する事項に加え、社会連携、情報発信等も盛り込んでいる。また、8年間の年度毎のロードマップとなる工程表を定め、計画に沿った進捗のイメージを図示しており、その策定のプロセスについては、数か月に渡る学内諸会議での検討を経て、理事会及び評議員会で十分な説明を行った上で承認された。決定内容は教授会及び業務連絡会議において教職員に対して説明を行い、周知を図っている。また、計画については毎年度末にレビューを行い、必要に応じて修正を行うことを定め、実行している。計画の最終年は100周年にあたり、今年度には100周年事業計画大綱を策定して公開をする。なお、毎年度の事業計画についても中長期計画と同様の検討と周知のプロセスを踏んでおり、事業報告として進捗状況・実施結果を公表している。

## 基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則」欄に記載の通り、美術教育を通じて社会の発展に貢献する多様な人材を輩出するとともに、社会との連携による価値創造の推進に取り組むことで、広く地域・社会に貢献し、その要請に応えられるよう公共性ある大学運営に努めている。

### 遵守原則2-1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	社会の発展に貢献できる創造的人材を育成するため、毎年度、中長期計画に基づいた事業計画を策定し、重点項目及び具体的な事業計画により行動指針を示している。また、内部質保証の方針及び実施体制について定め、大学・教育課程・授業の各レベルにおけるPDCAサイクルを作成し外部に公表しており、チェック項目において、IR、FD、自己点検・評価の各委員会を設置している。各委員会及び会議体において分析・点検・評価し、学修者本位の観点から教育内容の見直しの検討を行っている。リカレント教育については、通信教育課程のみならず市ヶ谷キャンパスを拠点に、社会人に向けた教育プログラムの提供や起業支援等、具体的な方針・計画に基づき実践している。また、留学生については、留学生特別選抜を実施しており、アジア圏を中心に世界各国から多数の応募があり、才能豊かで多様性ある学生を受け入れている。

### 遵守原則2-2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	多様化・複雑化する社会において、美術・デザインがもたらすイノベーションの可能性を模索し、社会との連携による価値創造を積極的に推進している。連携活動の実施においては、「武蔵野美術大学社会連携活動ポリシー」を定め、公開をしている。また連携活動の計画・支援を行う連携共創チームを設置し、企画自治体や企業との連携プログラムや公開講座を実施する。また各教員による多様な活動を所管にて調査・把握し、全学的な取り組みとして展開・発信する仕組みづくりも推進している。これまでの取り組みも踏まえ、より幅広い活動の展開を可能とする諸規程の整備を進めていく。

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則」の欄に記載の通り、理事の職務の執行監督機能の向上、内部統制体制の確立、情報公開に関する様々な取り組みによって、大学運営に関する理解や美術教育に係わる社会的意義を、広く社会から得られるよう、信頼性と透明性の向上に努めている。

#### 遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会議案及び評議員会への諮問事項に対して監事が積極的に意見を述べる事が出来るよう、双方の開催通知及び議案資料を予め監事に送付し、出席を求めているほか、監査法人と監事、監事と監査チームの協議の場の設置、監事の文部科学省主催監事研修会への出席等、監事機能の実質化を図っている。選任においては、学内者の配偶者及び3親等以内の親族は就任できず、評議員の同意も必要である等、独立性や中立性が保持される仕組みとなっている。2025年度からの私立学校法改正に伴い監事機能を整備し、三様監査体制の強化を進めていく。

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応については、理事会にて、十全の調査とリスク分析に基づき議論を行う。不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすため、職位ごとの責任及び権限を定めた「学校法人武蔵野美術大学学務事務組織職務権限規則」、各備品等の調達における決裁権限を定めた「学校法人武蔵野美術大学物品等調達要領」に則り、常設の内部監査部署として「監査チーム」を設置し、「学校法人武蔵野美術大学内部監査規則」に基づき、内部点検機能の強化を行っている。また、「学校法人武蔵野美術大学公益通報に関する規則」に基づき、すべての教職員が、通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る内部通報の適正な対応の仕組みを定め、通報者の保護を図るとともに、違反行為の早期発見及び是正を図り、法人全体のコンプライアンス体制を強化している。私立学校法改正に伴い、内部統制に関する基本方針及び関連諸規則を定めて、健全な大学運営のための制度整備を更に進めていく。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>教育研究活動及びそれを支える経営に係る情報公開について、「学校法人武蔵野美術大学情報公開規則」を整備し、中長期計画に沿った単年度の事業計画とその事業報告書や、認証評価結果、設置計画履行状況等調査結果等の学外からの評価結果について本学webサイトにて公開している。財務状況の公開にあたっては、諸表だけでなく収支の均衡状況や資産・負債の状況など理解しやすい概要文も掲載して、理解を促す工夫を行うほか、事業会社の状況についても併せて公開している。それら全ての情報は本学webサイトにて一元的に公開されており、アクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図るため、サイト内検索等により容易に情報を得られるようになっている。</p>

## 基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「遵守原則」の欄に記載の通り、大学運営に係るガバナンス機能の向上、財政基盤・経営基盤の強化、危機管理体制の拡充のため、諸制度を整備し適切に運用を行い、日本を代表する美術を専門とする教育・研究機関として専門領域の高度化に邁進すると共に、その社会的使命を果たす。教育研究分野における社会的価値の創造によって、教育ニーズを高めることによって大学として持続性の確保に努める。

### 遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事会会議規則、評議員会会議規則等に基づき、理事会及び評議員会における役割や権限、それら体制を明確にし、適切な会議運営を行うほか、私学法改正に準拠した学内規則を整備し、政策執行の権限と責任を明確化する。また、理事と評議員との定期的な情報共有、実質的な意見交換、相互的な牽制機能が働く仕組みを構築しているほか、監事が両会議に出席して監査機能を高めている。また、理事会・評議員会の開催にあたっては、各会議において構成員が熟議できるよう、議案事項に係る資料を事前に送付するなどして環境を整備している。評議員の定数については、諮問機関として法人規模を踏まえた数としているほか、積極的に外部人材を登用し、財務状況や中長期計画等の研修会の実施や意見交換の場を設けるなどして、適切な法人運営に寄与するよう努めている。また、学内政策の執行状況を適宜確認及び共有できるよう、決裁システムや学内イントラネット上の情報共有システムなどを整備している。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>財政基盤の安定化、経営基盤の強化を目的に、学生納付金以外の多様な収入源の確保による財政基盤の安定性の強化を図る。特に2029年の創立100周年に向け、使途を指定出来る寄付制度「武蔵野美術大学教育振興資金」をwebサイト等で広く募集している。</p> <p>また、科研費及び産官学共同研究費等の外部資金獲得のため、担当部署を常設し、情報収集、情報公開、研究推進のサポート等を行っている。さらに、2019年より開設した市ヶ谷キャンパスに、社会問題の解決や新たな人類創造的価値の創出を目的としたソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）を開設し、外部機関との連携等を推進・拡充して外部資金獲得に努めている。</p> <p>危機管理体制の整備については、情報化総括責任者（CIO）と最高情報セキュリティ責任者（CISO）及びその補佐を定め、そのもとに情報化戦略本部会議を設置し、情報セキュリティ政策の検討・立案を行うなど体制を整備しているほか、災害時の指揮系統等を規程した「学校法人武蔵野美術大学災害等管理規則」や緊急対応マニュアル、安否確認システムを整備するなど、緊急時の対応については、緊急時の基本方針と初動対応から事業復旧・再開までの計画を定めた「武蔵野美術大学BCP（BusinessContinuity Plan：事業継続計画）」を策定し、公開している。また、ハラスメントの防止については、「学校法人武蔵野美術大学ハラスメントの防止等に関する規則」を定めて教職員に向けた必須の研修を実施するなど、諸問題に対して必要措置を講じるとともに十全に対応を行っている。</p>